

平成28年度から個人住民税の特別徴収を徹底します。

【特別徴収とは】

所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が、毎月、従業員等（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員等に代わり市町村に納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務がある事業主（給与支払者）が対象となります。個人住民税の特別徴収は、法律により義務付けられておりますので、対象の事業主の皆様は従業員への周知や特別徴収への対応についてご準備をお願いいたします。

【特別徴収の例外（普通徴収が認められる場合）】

■従業員等：給与取得者

- ・ 4月1日現在で給与の支払いを受けていない者
- ・ 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
- ・ 毎月の給与が少なく個人住民税を特別徴収しきれない者
(個人住民税非課税者を含む)

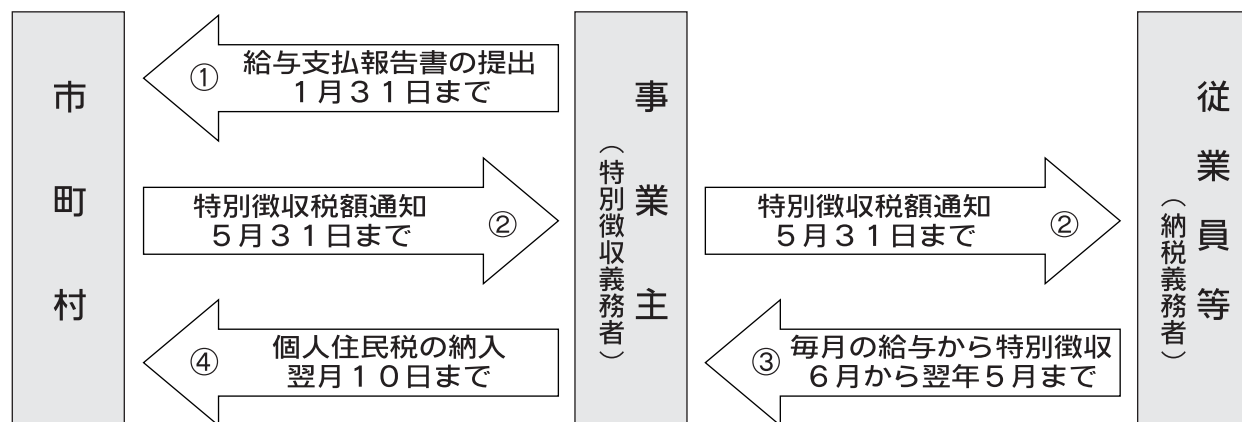
- ・ 給与が毎月支払われていない者
- ・ 他から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている者
- ・ 専従者給与を支給されている者

■事業主：給与支払者

- ・ 常時2人以下の家事使用人のみに対して、給与等の支払をする者
- ・ 総受給者数2人以下の事業所

(総受給者とは、他市町村を含む全従業員等のうち、上記の給与所得者の要件に該当する者を除く人数を言います)

【特別徴収制度のしくみ】



【問い合わせ先】

○制度について

千葉県総務部税務課

☎043-223-3098

千葉県総務部市町村課

☎043-223-2133

○手続きについて

神崎町町民課税務係

☎☎2112